

諮問日：令和2年5月18日（令和2年度（最情）諮問第2号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第40号）

件名：最高裁判所に対する情報公開についての苦情申出書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所に対する情報公開についての苦情申出書のうち、申出人が弁護士会のもの（弁護士会のための苦情の申出も含む）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙1記載の各文書（以下、別紙1の番号を用いて「文書1」などといい、これらを併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、不開示とした部分に係る判断は妥当であるが、これに加えて別紙2記載の各部分を不開示とすべきである。

第2 事案の概要

本件は、本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年2月5日付けで原判断を行ったところ、開示申出人（別紙3記載4の苦情申出）及び第三者（別紙3記載1から3までの苦情申出）からそれぞれ取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1 別紙3記載1の苦情申出人（第三者）

文書5に添付した意見書には、懲戒対象となった弁護士の現在の登録の有無や稼働状況等が記載されており、個人が特定され得る情報であるため、これ自体が個人識別情報として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書イに規定されている「慣行として

公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない情報である。したがって、文書5は開示されるべきではない。

2 別紙3記載2の苦情申出人（第三者）

(1) 文書3には、文書開示に当たって現実に生じる支障等を具体的に記載しており、苦情申出において開示の対象となっていた文書に関する情報も記載している。このような性質からして、苦情申出書が開示されることになれば、上記開示対象文書自体の内容を開示することと同等の結果を生じさせることになる。そうであれば、苦情申出書に、文書開示に当たって現実に生じる支障等を具体的に記載することが困難となり、文書開示の申出に対して、開示が拒否されるべき正当な利益を第三者として主張することができなくなる。これは、利害関係者である第三者の権利の保護も目的とする、第三者に対する意見聴取及び苦情の申出制度自体を否定することになる。

また、苦情申出書に対する開示の申出があった場合に、これに対する苦情申出書を提出した後、さらに当該苦情申出書に対する開示の申出が発生する、というように、開示の申出と苦情申出書の提出とが際限なく繰り返されることとなるため、業務に著しい支障が発生する。

以上のとおり、本件開示の申出を認めることは、文書開示の申出に対する意見を述べるという業務を適正に遂行するという苦情申出人の正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ）。

(2) 文書3には、法5条1号に規定する不開示情報が記録されている。同文書に懲戒処分を受けた対象弁護士の名前は含まれていないが、同文書に含まれる発信者である弁護士会の名称及び通知日その他の情報に基づき、官報又は日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の機関雑誌「自由と正義」（以下、官報と併せて「官報等」という。）を閲覧し対照することで、懲戒処分を受けた弁護士の氏名を知ることができるため、なお特定の個人を識別することができる。そして、文書3記載の情報は、公表後1年を経

過していることから、既に公表慣行はなくなり、法5条1号ただし書イには該当しない。この公表慣行については、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申で判断がされている。したがって、文書3に記載されている情報は法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イには該当しないので（ただし書ロ及びハにも不該当）、不開示が相当である。

また、仮に文書3に記載されている情報が法5条2号の「個人の当該事業に関する情報」に当たる場合であっても、上記のとおり公開から1年を経過して公表慣行のある情報として取り扱われていないこと、開示申出人がインターネット等不特定多数の者が閲覧できる状態に置くなどして懲戒処分を受けた弁護士に不利益を与える形での利用が考えられること、当該弁護士の権利、競争上の地位等も公開から一定期間を経た後は保護に値することから、文書3記載の情報の公開は、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、同号イに該当し、開示は不相当である。

(3) さらに、文書3により苦情を申し出た案件についての情報公開・個人情報保護審査委員会の判断が出ていない。同委員会の判断を待つことなく文書3を開示することは、苦情申出人の苦情の申出に係る対象情報の不開示を争う正当な利益を侵すおそれがあり、この観点からも法5条2号イに該当するので、文書の開示は不相当である。

3 別紙3記載3の苦情申出人（第三者）

文書1中の別紙2は、苦情申出人が最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に対し通知した司法行政文書103通を、番号、文書種類、原処分内容、通知内容、通知日、処分日・効力停止日（裁決が効力を生じた日及び裁決日を含む。）、判決確定日及び原処分日という項目ごとに整理したものであり、その内容は、上記文書の内容と同一のものといえる。

このうち、原処分内容、通知内容、通知日、処分日・効力停止日、判決確定日及び原処分日は、上記 2 (2) 及び (3) と同様の理由により、法 5 条 1 号又は 2 号イに規定する不開示情報に該当する。

とりわけ、文書 1 中の別紙 2 には、審査請求の裁決及び審査請求の裁決を取り消す判決の確定により懲戒処分が戒告に変更されたものを含んでおり、これらの処分の対象となった弁護士は、本来、当初の通知の対象ではなかったことから、個人が識別されることによる支障は深刻なものがある。

また、原判断においては、開示・不開示の判断が不統一である。

以上により、文書 1 中の別紙 2 に記載された情報は、法 5 条 1 号本文前段に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないことから、不開示が相当と思料する。

4 別紙 3 記載 4 の苦情申出人（開示申出人）

いずれも法 5 条 2 号イに該当しない。

第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書は、弁護士会が作成した司法行政文書の開示に関する苦情申出書であり、いずれも、弁護士等の懲戒処分に関する通知書について開示の申出があった件に関するものである。

原判断においては、本件対象文書のうち、公にされていない弁護士会の規則及び作成者の印影は、法 5 条 2 号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

また、別紙 3 記載 3 の苦情申出人に係る対象文書（文書 1）中の別紙 2 には、懲戒を受けた弁護士に係る情報が記載されているが、同情報が法 5 条 1 号に規定する不開示情報に相当するとしても、官報等の掲載により公にされている部分は同号ただし書イに規定する情報に相当すると認められるから、開示の判断をした。ただし、同情報中、内容の正確性が確認できない部分については、公にすることにより作成者の権利、競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれがある情報であり、同条2号イに規定する不開示情報に相当するものとして不開示とした。

なお、本件対象文書中、懲戒を受けた弁護士に係る情報について、法5条1号ただし書イに規定する情報に相当しなくなるとまではいえないものと思料する。

そのほか、苦情申出人らの主張は、いずれも本件対象文書を一部不開示とした原判断を左右するものではない。

よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和2年5月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年12月18日 | 審議 |
| ⑤ | 令和3年1月22日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、日弁連及び特定の弁護士会12会（以下、併せて「日弁連等」という。）が作成し、最高裁判所宛てに提出した司法行政文書の開示に関する苦情の申出書であり、その内容は、特定の弁護士の懲戒処分等に関する通知書の一部開示の判断に対する苦情の申出である。

本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、①文書5及び文書13の特定の弁護士会の印影、②文書2及び文書3にそれぞれ添付された特定の弁護士会の規則又は会規並びに③文書1のうち懲戒処分等に関する通知書の内容を整理した一覧表（文書1中の別紙2）の一部であることが

認められ、その余の部分は開示の判断がされたことが認められる。

2 文書5及び文書13の特定の弁護士会の印影について

特定の弁護士会の印影については、文書の作成者である当該弁護士会の会長がその真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、これが公にされれば、偽造など悪用されることを誘発して、当該弁護士会の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、文書5及び文書13の特定の弁護士会の印影は、法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

3 文書2及び文書3に添付された特定の弁護士会の規則又は会規の記載について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、特定の弁護士会の規則又は会規については、公にされていないとのことである。これらの規則又は会規の性格のほか、原判断に先立つ第三者意見照会の結果も踏まえて検討すると、これらの規則又は会規が公になると、当該弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、文書2及び文書3に添付された特定の弁護士会の規則又は会規の記載については、法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

4 文書1中の一覧表について

(1) 文書1中の一覧表は、特定の弁護士についての懲戒処分の効力停止の決定、審査請求の裁決、裁決取消訴訟の判決の確定又は異議申出に対する決定の各通知書の内容を整理して一覧表にしたものである。そして、文書1には当該弁護士の氏名等は記載されていないものの、弁護士に対する懲戒処分に関する情報は官報等に掲載されて公告されること（弁護士法64条の6第3項、日本弁護士連合会会則68条）などからすれば、上記一覧表に記載された情報と官報等に掲載された情報を照合するなどの方法により、懲戒処分を受け

た特定の弁護士を識別することができる」と認められる。したがって、上記一覧表に記載された情報は、各行（番号）ごとに法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

この点について、別紙3記載3の苦情申出人は、上記一覧表に記載された情報は公表後1年を経過しており、公表慣行がなくなっているため、法5条1号ただし書イには該当しない旨を主張する。これに対して、最高裁判所事務総長は、官報等の掲載により公にされている部分について、同号ただし書イに規定する情報に相当しなくなったとまではいえないが、内容の正確性が確認できない部分については、公にすることにより作成者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、同条2号イに規定する不開示情報に相当する旨主張する。

そこで検討すると、弁護士法64条の6第3項の規定の趣旨等を踏まえれば、弁護士に対する懲戒処分の社会的影響や社会の関心は、一般職の公務員に対するそれと比べても大きいものと考えられるものの、これらは期間の経過に従って薄れるとともに、処分を受けた弁護士の個人としての権利利益を保護する必要性が高まることも考慮すれば、弁護士に対する懲戒処分に係る情報について、過去の処分を永続的に公にすることは適当でなく、相当期間が経過した場合には、当該処分を受けた弁護士の個人の処分歴として秘匿性を認めることが相当である。

そして、日弁連等における懲戒処分に関する情報の取扱い（懲戒処分歴の開示に関する規程等）に照らせば、弁護士の懲戒処分に関する情報は、たとえそれが官報等に掲載されて公になったとしても、懲戒処分が効力を生じた日（業務停止処分の場合には業務停止期間が満了した日。以下同じ。）から開示の申出までに3年を経過しているものについては、もはや法令の規定により又は慣行として公にされている情報（法5条1号ただし書イ）には該当しないと考えるのが相当である。一方で、懲戒処分が効力を生じた日から開

示の申出までの期間が3年以内のものについては、懲戒処分の社会的影響や社会一般の関心、記憶等は低減しておらず、依然として、法令の規定により又は慣行として公にされている情報に該当するというべきである。なお、懲戒処分が効力を生じた日から開示の申出までに3年が経過したものであっても、その後、懲戒処分に対する審査請求の裁決又は裁決取消訴訟の判決の確定により、再度、当該処分に関する情報が官報等に掲載されて公になることがあり得るが、この場合には、当該情報が官報等に掲載されてから開示の申出までに1年が経過しているものに限り、法令の規定により又は慣行として公にされている情報には該当しないものとして取り扱うのが相当である（令和2年度（最情）答申第31号参照）。

(2)ア 以上の趣旨から上記一覧表についてみると、同一一覧表の番号101に係るものを除き、いずれも各行に記載された懲戒処分に関する情報は、当該懲戒処分が効力を生じた日から本件開示の申出（令和元年10月2日）までに3年が経過し、かつ、審査請求の裁決又は裁決取消訴訟の判決の確定に係るものについても、その公表から本件開示の申出までに1年が経過していることが認められる。

したがって、これらの懲戒処分に関する情報は、官報等に掲載されて公告された情報ではあるものの、個人識別情報（法5条1号）であって、法令の規定により又は慣行として公にされている情報（同号ただし書イ）には該当しないものと認められる。そして、これらの懲戒処分に関する情報について、「番号」欄及び「文書標題」欄を除く各欄に記載された情報は、特定の弁護士に対する懲戒処分の内容や日付を推知させることから、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあり、取扱要綱記第3に定める部分開示をすることもできない。

イ なお、上記一覧表のうち番号101の行に記載された懲戒処分に関する情報については、「原弁処分内容」欄に記載された懲戒処分は異議申出

を受けて変更されていること、「通知内容」欄に記載された当該変更後の懲戒処分は、その懲戒処分が効力を生じた日から本件開示の申出までの期間が3年以内であることが認められる。

したがって、番号101の行に記載された懲戒処分に関する情報のうち、「文書標題」、「通知内容」及び「通知日」の各欄に記載された情報については、法令の規定により又は慣行として公にされている情報（法5条1号ただし書イ）であると認められる。一方、「原弁処分内容」欄に記載された情報については、もはや法令の規定により又は慣行として公にされている情報であるとは認められず、「処分日・効力停止日」及び「原処分日」の各欄の記載についても、懲戒処分がされた日は官報等に掲載されて公告される情報には当たらないことからすれば（懲戒処分の公告及び公表等に関する規程）、法令の規定により又は慣行として公にされている情報であるとは認められないから、「原弁処分内容」、「処分日・効力停止日」及び「原処分日」の各欄については、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため、取扱要綱記第3に定める部分開示をすることもできない。

(3) よって、文書1中の一覧表のうち原判断において不開示とされた部分については、原判断が理由とする法5条2号イに規定する不開示情報ではなく、同条1号に規定する不開示情報（個人識別情報）に相当すると認められる。また、同部分に加え、別紙2の1の(2)記載の各部分も、同号に規定する不開示情報（個人識別情報）に相当すると認められる。

5 本件対象文書のうち特定の弁護士の懲戒処分等に関する情報が記載されている部分（文書1中の一覧表を除く。）について

本件対象文書は、上記1のとおり、特定の弁護士の懲戒処分等に関する通知書の一部開示の判断に対して提出された苦情申出書である。見分の結果によれば、上記4で検討した文書1中の一覧表のほかにも、別紙2記載の各部分

(別紙2の1の(2)を除く。)には、特定の弁護士の氏名等の記載はないものの、官報等に掲載された情報その他の情報と照合することにより特定の弁護士を識別することができる情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。そして、いずれも特定の弁護士に対する懲戒処分が効力を生じた日から本件開示の申出までに3年が経過し、かつ、審査請求の裁決又は裁決取消訴訟の判決の確定に係るものについても、その公表から本件開示の申出までに1年が経過していることが認められるから、これらの懲戒処分に関する情報は、法令の規定により又は慣行として公にされている情報(同号ただし書イ)には該当しないものと認められる。加えて、このような記載内容に照らし、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあり、取扱要綱記第3に定める部分開示をすることもできない。

したがって、別紙2記載の各部分(別紙2の1の(2)を除く。)は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

6 苦情申出人の主張について

(1) 別紙3記載2の苦情申出人は、弁護士の懲戒処分に関する情報は、法5条2号本文に規定する情報のうち、事業を営む個人の当該事業に関する情報に相当する場合がある旨主張する。

しかしながら、弁護士に対する懲戒処分は、その本質は当該個人に科される制裁として捉えられるべきものであって、その情報の開示によって弁護士としての事業活動が事実上制約される場合があるとしても、個人としての当該弁護士の名誉や人格に重大な関わりを持つ情報としての性格が否定されるものではないというべきである。この点につき、法5条は、事業を営む個人の当該事業に関する情報について、同条1号の規定する「個人に関する情報」から除外した上で、同条2号の法人情報と併せて規定しており、その趣旨は、事業を営む個人の当該事業に関する情報が、法人等に関する情報と同列のも

のとして、事業活動への影響の観点から取り扱うのが適当とされたことによるものであると解される。これらのことからすると、懲戒処分に関する情報については、法5条1号に規定する不開示情報に相当するかどうか判断されるべきものである（平成28年度（情）答申第3号、令和2年度（最情）答申第31号参照）。

したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

(2) 別紙3記載2の苦情申出人は、仮に本件対象文書が開示されるとなると、苦情申出書が開示によって生じる支障等を具体的に記載することが困難となり、同苦情申出人の正当な利益を害するおそれがある旨主張する。

しかしながら、苦情申出書が開示によって生じる支障等が具体的に記載されている場合には、当該記載部分について、法5条に規定する不開示情報に相当する情報が記載されているものとして不開示とすれば足りる。そして、本件対象文書については、上記2から5までのとおりであり、そこで指摘されたもののほかに、これが公にされることにより当該弁護士会の正当な利益が害されるおそれがある記載があるとは認められず、今後、当該弁護士会において苦情申出書の作成等に支障が生じるおそれがあるとも認められない。

したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

(3) そのほかの苦情申出人らの主張についても、いずれも上記2から5までの判断を左右するものはない。

7 原判断の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分が法5条2号イに規定する不開示情報に相当するとして同部分を不開示とした原判断については、同部分が同条1号又は2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、同部分に係る判断は妥当であり、また、これに加えて別紙2記載の各部分についても同条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、同部分を不開示とすべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子

別紙 1

- 1 2019年3月4日付け日本弁護士連合会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 2 2019年3月4日付け富山県弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 3 平成31年3月4日付け広島弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 4 2019年3月4日付け熊本県弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 5 平成31年3月4日付け仙台弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 6 2019年3月4日付け神奈川県弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 7 平成31年3月4日付け京都弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 8 平成31年3月4日付け和歌山弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 9 平成31年3月4日付け愛知県弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 10 2019年3月4日付け福岡県弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 11 2019年3月4日香川県弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 12 2019年3月4日付け愛媛弁護士会作成「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」
- 13 2019年3月7日付け「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」

別紙 2

追加で不開示とすべき部分

※ 行数は、「別紙」等の記載を 1 行に含めて数え、空白の行は除いて数えるものとする。

※ 文字数は、空白部分を除いて数えるものとする。

1 文書 1

(1) 5 ページ目 1 4 行目 2 4 文字目から 1 5 行目 3 文字目まで

6 ページ目 2 4 行目 1 0 文字目から 3 2 文字目まで

8 ページ目 2 4 行目 1 6 文字目から 2 7 文字目まで、2 5 行目 7 文字目から 9 文字目まで

1 2 ページ目 2 0 行目 2 6 文字目から 3 2 文字目まで、2 1 行目 6 文字目から 1 4 文字目まで、2 7 文字目から 3 3 文字目まで、2 2 行目 6 文字目から 1 0 文字目まで

(2) 1 8 ページ目から 2 2 ページ目まで（別紙 2）の一覧表中、「原弁処分内容」、「通知内容」、「通知日」、「処分日・効力停止日」、「判決確定日」及び「原処分日」の各欄の記載のうち原判断で開示されているもの（番号 1 0 1 の「通知内容」及び「通知日」の各欄の記載並びに空欄を除く。）

(3) 2 3 ページ目から 3 0 ページ目まで（別紙）の司法行政文書目録中、(1) から (100) まで、(102) 及び (103) の各文書の作成年月日及び文書に付された番号

2 文書 2

2 ページ目の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日及び文書に付された番号

4 ページ目 4 行目 7 文字目から 1 1 文字目まで、2 4 行目 4 文字目から 2 6 行目末尾まで

5 ページ目 1 行目 1 文字目から 3 行目 1 8 文字目まで, 5 行目 4 文字目から 1 1 行目 2 8 文字目まで

6 ページ目 2 5 行目 1 1 文字目から 2 6 行目末尾まで

7 ページ目 1 行目 1 文字目から 3 行目 8 文字目まで

3 文書 3

2 枚目の文書名の表示中の作成年月日

3 枚目 1 6 行目 2 7 文字目から 1 7 行目 2 0 文字目まで

6 枚目 7 行目 8 文字目から 8 行目 2 文字目まで

9 枚目 1 5 行目 3 2 文字目から 1 6 行目末尾まで, 1 7 行目 2 9 文字目から 2 7 行目末尾まで

1 0 枚目 1 行目及び 2 行目

4 文書 4

2 ページ目の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日

4 ページ目 1 行目 7 文字目から 2 5 文字目まで

5 文書 5

1 ページ目の記 1 の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日

添付の平成 2 9 年 4 月 1 2 日付け意見書 1 ページ目の記 (1) から (3) までに記載の各文書の作成年月日

同意見書 3 ページ目 1 6 行目 2 0 文字目から 2 2 行目 1 0 文字目まで

同意見書 4 ページ目 2 行目 5 文字目から 5 行目 1 7 文字目まで

同意見書 5 ページ目 6 行目 6 文字目から 7 行目 2 3 文字目まで

6 文書 6

1 枚目の記 1 の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日及び文書に付された番号

2 枚目 2 6 行目 1 8 文字目から 2 5 文字目まで

3 枚目 1 1 行目 1 3 文字目から 1 6 文字目まで, 1 2 行目 2 文字目から 2 2 文字目まで

7 文書 7

1 枚目の記 1 の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日
2 枚目 2 5 行目 7 文字目から 2 5 文字目まで

8 文書 8

1 枚目の記 1 の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日
2 枚目 2 0 行目 8 文字目及び 9 文字目

9 文書 9

1 ページ目の記 1 の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日及び文書に付された番号

2 ページ目 9 行目 1 8 文字目から同行末尾まで, 1 0 行目 1 7 文字目から 1 1 行目末尾まで, 1 3 行目 2 4 文字目から 3 2 文字目まで, 1 5 行目 1 3 文字目から 3 1 文字目まで, 1 6 行目 1 2 文字目から 1 7 行目 2 文字目まで, 1 8 行目 2 5 文字目から 3 5 文字目まで

4 ページ目 2 2 行目 2 5 文字目から 2 3 行目 2 0 文字目まで

1 0 文書 1 0

2 ページ目の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日及び文書に付された番号

4 ページ目 2 行目 7 文字目から 2 6 文字目まで

1 1 文書 1 1

2 ページ目の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日

4 ページ目 4 行目 7 文字目から 3 5 文字目まで

6 ページ目 1 1 行目 2 文字目から 1 0 文字目まで

1 2 文書 1 2

2 枚目 3 行目 1 文字目から 1 0 文字目まで, 4 行目 7 文字目から 5 行目末

尾まで

4 枚目 1 行目 7 文字目から 1 6 文字目まで, 2 4 行目 1 文字目から 2 6 行
目 6 文字目まで

1 3 文書 1 3

2 ページ目の開示することとされた司法行政文書の名称中の作成年月日

4 ページ目 2 行目 7 文字目から 2 5 文字目まで

別紙 3

苦情申出書一覧（作成日付，受付日及び申出書に記載された文書番号）

- 1 令和2年2月14日付け（同月17日受付）（最高裁秘書第518号）
- 2 令和2年2月17日付け（同月18日受付）（最高裁秘書第556号）
- 3 令和2年2月18日付け（同月19日受付）（最高裁秘書第564号）
- 4 令和2年2月26日付け（同月28日受付）（最高裁秘書第679号）